

令和4年度

第61回埼玉県景観審議会

令和5年2月6日（月）

埼玉県都市整備部都市計画課

午前10時00分 開会

○（司会）青木主幹 定刻になりましたので、埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日の司会は私、都市計画課の青木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

始めに資料の確認をさせていただきます。

皆様に郵送でお送りした紙の資料になりますが、まず次第、次に出席者名簿、資料1といまして専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要について、こちらはA4 3枚で両面印刷になっております。続きまして資料2、令和4年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）施工段階ということで3.4.3中央通停車場線の専門家アドバイスの案となります。これに付随する参考資料としまして2-1と2-2、こちらがA3の資料と一緒に添付してございます。

続きまして資料3、こちらが令和4年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）施工段階ということで、草加柿木地区産業団地の専門家アドバイス案となります。この資料3に対しまして参考資料3-1と3-2というのがA3のものがついております。また、会場でのみの配付ですが、令和4年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス、基本設計段階ということでSAITAMAロボティクスセンター（仮称）という資料でございます。こちらは本日ウェブ参加の委員におかれましては画面共有でご説明をいたします。

最後になりますが、会場では紙で配付してありまして、ウェブの皆様にはメールで送信しているというものになりますが、資料5が傍聴要領の改正の案となっております。

繰り返しになりますが、資料4につきましては会場での配付及び画面共有のみとさせていただいておりますので、ウェブ参加の皆様には資料は送付しておりません。また、資料5につきましては紙ではなくメールでの送信のみとなっておりますので、御了承ください。

以上本日の配付資料でございますが、皆様よろしいでしょうか。

関係資料は事前にメールでお送りしておりますけれども、本日画面共有機能も使用してご説明いたします。不足がありましたら後日改めて送付いたしますので、その旨お申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、会場でのみの配付となっておりますSAITAMAロボティクスセンター（仮称）に関連する資料4につきましては、委託業務の完了前のため本審議会限りで回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから第61回埼玉県景観審議会を開催いたします。

まず、埼玉県都市整備部都市計画課長の小島よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひ
します。

○小島課長 皆さんおはようございます。都市計画課長の小島でございます。

本日はお忙しいところ第61回埼玉県景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます
でございます。前回に引き続きまして会場とオンラインの併用の開催ということで、段取りに手
間取ってしまいまして誠に申し訳ございません。本日も多くの委員の皆様方にご出席いた
だいております。改めまして審議会の運営にご協力を厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、本審議会の公共事業景観形成専門部会の皆様からいた
だきましたアドバイスについて、審議会での承認をいただくこととしております。これは昨
年10月及び11月に開催されました専門部会におきまして、作山部会長様をはじめ部会の皆
様方に現場を調査いただきまして、施工段階の2件及び基本設計段階の1件、合計3件につ
きましてアドバイス案を作成いただいたものでございます。また、本審議会はオンライン併
用の開催となったことから傍聴要領につきましても今後改正させていただきたく、本日は
その対応案につきましてご報告をさせていただければと思っております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門分野、またお立場からぜひ忌憚のないご
意見を賜りたくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせてい
ただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○（司会）青木主幹 ありがとうございます。

なお、本日の審議会ですが、委員12名のうち現時点で12名のご出席をいただいております。委
員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項によりまして本日
の審議会が成立してございますことをご報告申し上げます。

なお、石川委員におかれましては、昨年11月24日をもちまして行田市副市長を退任された
ことに伴い、埼玉県景観審議会規則第3条第3号の関係行政機関の職員の要件を満たさな
くことから同日付で埼玉県景観審議会委員を免じております。

本日は会場及びZ o o mでの開催としておりますが、会議録作成のために記録をいたしま
すので、ご了承ください。

なお、発言の際には画面左下のマイクのマークをクリックし、ミュートを解除し、お名前
をおっしゃってからご発言をお願いいたします。発言後は同様にマイクのマークをクリック
し、ミュートにし、音が入らないようお願いいたします。また、リアクションのボタンを
押しいただきますと手を挙げるという機能もございますので、発言の際にはご活用くださ

い。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項によりまして、大沢会長に議長として議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○大沢会長 皆様おはようございます。

Z o o mの関係上着座にて進行させていただきますことをお許し頂戴できればと思います。

それでは、本日皆様よろしくをお願いいたします。

まず、ここで議事を進める前に埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名いただく委員につきまして、私のほうから恐縮ですが、ご指名させていただければと思います。

今回は吉田委員と内田委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

よろしくをお願いいたします。

それでは、両委員におかれましては、後ほど事務局より議事録等届きましたらご対応のほうよろしくをお願いいたします。

次に、本会議は審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する。ただし出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっておりますが、事務局にお伺いいたしますが、本日傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○伊藤主査 いいえ、傍聴希望者はありません。

○大沢会長 了解いたしました。

では、いないということでございますので、このまま議事の進行を進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、皆様のお手元でございます審議会の次第、2番の議題（1）埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイス案につきまして進行したいと思っております。全てで3件ございますが、それぞれでご説明いただいた後に皆様からご意見、それから審議ということの方向で行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、大変恐縮ですが、アドバイス案につきまして、公共事業景観形成専門部会の部長である作山委員からご説明のほうをよろしくをお願いいたします。

○作山副会長 それでは、専門家アドバイス案は施工段階のアドバイスが2件、基本設計段階のアドバイスが1件です。アドバイス案は1件ずつご説明いたします。

アドバイス案を説明する前に専門家アドバイスの制度及び令和4年度の公共事業景観形成専門部会の概要について事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤主査 それでは、令和4年度の専門家アドバイス案の概要について説明いたします。

お配りした資料1、専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要についての1ページ目、またはウェブ会議画面をご覧ください。

1、専門家アドバイスの規定でございますが、本県は県の公共事業による景観形成の向上等を目的として埼玉県公共事業景観形成指針を定めております。専門家アドバイスはその運用システムの一つです。

2、専門家アドバイスの取扱いでございますが、検討いただいたアドバイスは実施設計に反映させることを義務づけるものではないということと、アドバイスを受けた事業を例として一般職員が配慮すべき事項や景観上の工夫のしかたなどに気づく機会を与えることを主眼とするということになっております。

3、公共事業景観形成専門部会でございますが、専門家アドバイスの審議機関は公共事業景観形成専門部会が担うこととしております。

なお、公共事業景観形成専門部会メンバーは令和3年度に開催した第58回景観審議会で決定いたしました大沢昌玄会長、作山康副会長、荒井歩委員、亀崎美苗委員、吉田慎悟委員、入澤重哉委員の6名でございます。

4、専門家アドバイスの流れでございますが、まず公共事業景観形成専門部会を開催し、現地を確認の上、アドバイスの内容を検討いたします。次に検討したアドバイス内容を基にアドバイス案を作成します。そして、景観審議会にアドバイス案を報告、承認いただく流れとなっております。

本日は公共事業景観形成専門部会で作成した施工段階アドバイス案を2件、基本設計段階のアドバイス案を1件ご報告いただきます。ご報告いただいたアドバイス案についてご審議ください。

2ページ目をご覧ください。

5、公共事業景観形成専門部会の概要についてご説明申し上げます。

第1回目の専門部会は令和4年10月27日木曜日に実施し、過去に基本設計段階アドバイスをいただき施工が完了している中央通停車場線及び草加柿木産業団地について、現地調査とアドバイス案の審議を実施いたしました。その後当日ご欠席された委員の方々からのアドバイスも頂戴し、今回の専門家アドバイス案として取りまとめました。

第2回の専門部会は令和4年11月30日水曜日に実施し、基本設計段階のSAITAMAロボティクスセンター（仮称）について、現地調査とアドバイス案の審議を実施いたしました。その後当日ご欠席された委員の方々にもご確認いただき、今回の専門家アドバイス案として取りまとめました。

以上が専門家アドバイスの制度及び公共事業景観形成専門部会の概要となります。

○作山副会長 ありがとうございます。

それでは、1件目の中央通停車場線のアドバイス案を説明いたします。

資料2と参考資料2-1、続けて説明しますがこれは施工段階ですから既に施工していますけれども、基本設計段階でのアドバイスへの対応というのが資料2、①に書いてあります。

大きく4つありまして、歩道舗装をベージュ系舗装にしてコストを踏まえて質感のよい舗装とする。それを踏まえて完成工区に近いベージュ系、自然石風のカラー舗装とした。

2点目は照明灯の色彩を完成工区と同じこげ茶色とする場合でも電線地中化地上機器の色彩は薄い茶色かオリーブ色の明るい色が望ましい。それを踏まえた対応として、薄い茶色で統一した。

それから、3番目は照明灯の形状は直線型として本数を減らす工夫をする。それを踏まえた対応として、直線型、テーパーポール型とした。

4点目、植栽は植樹帯が望ましく、高木、低木、地被類等による複層的な植栽とする。それを踏まえた対応ですが、地元と調整の結果、アドバイスのような内容は実施しなかったということです。

これを踏まえて、完成した事業の評価及び今後に向けたアドバイスとしては、歩道舗装についてですけれども、費用の問題があるにせよカラー舗装は色落ちするので、時間が経っても自然な風合いになるような、例えばアスファルトでも茶色いような骨材を入れて洗い出しにするとか、非常に低コストで自然風なもの、あるいはほかでもカラーアスファルトでも別の素材なんかもありますので、そういう工夫した自然な風合いのものにする。

2点目の照明灯や電線地中化地上機器の色彩なんですけれども、ベージュ系に統一したのですが、逆に明度が高く目立ってしまっているという部分もあったので、これは国交省が道路附属物等ガイドラインで示しているマンセル値、この表に書いてあるようなダークグレーやダークブラウン、オフグレー、グレーベージュ、この中から選択するのが望ましい。

それから、植栽についてですけれども、古い完成区間は豊かな緑で非常に魅力的なのですが、新しいところは地域住民との調整で、緑が少ないのでできるだけ植栽が地域イメージに

向上に繋げるため関連自治体、県や地元市町村の緑の基本計画との齟齬がないように調整することが望ましい。

4点目は未完成工区や今後の修繕についてということですが、今後未完成工区的设计や補修工事のときには基本設計段階のアドバイスや今回の施行段階のアドバイスですとかを引き継いでいくということが望ましいということでございます。

具体的には参考資料2-1にありますように、具体のアドバイス趣旨が書かれています。

趣旨としては歩道舗装や歩道照明は完成工区との連続性、統一性に配慮して整備するとよいということです。全部一緒ではなくてもいいけれども、連続性、統一性というのに配慮が必要である。

それから、2点目の電柱照明灯はデザイン的には随分シンプルなものになっているんですけども、色彩等も踏まえると目立たないようにする工夫というのを常に考える必要がある。

それから、3点目の緑に関してですけれども高木を植栽するなど複層的な植栽帯ですとか緑の潤いが望ましいというようなことでございます。

この辺の具体のものについては以下に書いてあるとおりですが、特に4番の植栽については細かく書いていますけれども、もちろん地域住民や維持管理体制を整えるということの中で決めていくんですけども、管理も比較的そんなに難しくなく、あるいは地域の里親制度なども活用しながら、複層的な低木、地被類、そういうものを複合的に混ぜることによってその植栽が非常に豊かになる。あるいは景観的にも非常に豊かな景観になるということで、この辺はできるだけ今後頑張っていただきたいなというところです。

参考意見には下のように、道路景観というのは道路だけではないので、沿道の建物も含めた景観という視点が大事だということ、それから2点目は一番重要なのは地域合意、それから維持管理、緑の大事さですとか、そういう部分を感じてもらおうということが必要かなと思います。

3点目は住宅と商店の混在地域なので、例えばたまり場、あるいは休憩のスペースとしてのベンチ、あるいは植栽帯を区切るものとしての併用のベンチみたいな心地よいたまり場ということもこれから検討していく必要があるだろうと、これは参考意見でございます。

以上が中央通停車場線についてのアドバイスでございました。

以上でございます。まず1点目です。

○大沢会長 作山委員、ご説明ありがとうございました。

ただいま3.4.3中央通停車場線の施工段階の専門家アドバイス案につきましてご説明い

ただいたところでございますが、この内容につきましてご質問、ご意見等ございましたら、会場の方はそのまま手を挙げていただきまして、参加者の方は手を挙げる機能か、Zoomにありますリアクション機能をして手を挙げていただくか、もしくはミュートを解除してご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

羽生委員、よろしく願いいたします。

○羽生委員 意見の前に基本的なことをお尋ねして大変恐縮なんですけれども、ご用意いただいている資料2は今回の審議の対象になるアドバイスと理解して大丈夫でしょうか。

ただいまのご説明は、資料2に参考資料の2-1、基本設計段階のアドバイス、こちらがつかないと成立しないなと思って聞いていたんですけれども、2-1のほうは今回用に改めて作ったものということなののでしょうか、それとも平成26と書いてありますので、そのときにアドバイスされたものがそのまま添付していることになるのでしょうか。

○大沢会長 ご質問ありがとうございます。いかがでしょうか。

これは事務局のほうでお願いいたします。

○伊藤主査 今回のアドバイス案を取りまとめたものにつきましては、この資料2の1枚目のものでございます。

○青木主幹 続きまして次の参考資料2-1、こちらは平成26年にこの現場につきまして基本設計段階のアドバイスをいただいたものになります。このアドバイスへの対応をまとめたものが次の参考資料の2-2になります。

そして、資料2が設計段階のアドバイスに対して現場がどのように対応したか、それを踏まえて今後のアドバイスをしていただくという、今回の施工段階のアドバイスとなります。

以上です。

○大沢会長 羽生委員、よろしゅうございますでしょうか。

○羽生委員 今回のアドバイスということで今ご説明をいただいたので、内容が理解できたんですけれども、(2)とかマンセル値を国交省が示す色彩にしたほうがよいという意見でしたが、何でそれをしたほうがいいのかというのがご説明いただければ分かったんですが、もうちょっと言葉を足せないものだろうかというのが率直に感じたところでして、特に(4)のところも今のご説明をお聞きするとなぜそういうことをアドバイスとしたかいるか分かるのですが、受け取る側は淡々と言われたことをまた整合を取ったほうがよいと割と薄い感じに受け取らないだろうかという書類のつくり込みの問題、それが気になりました。それから、もう一点は植栽において、もう少し何か強調できないかなという感じはいたしま

した。

先ほど様々なやり方をおっしゃっていましたが、そもそも道幅狭くて渋滞も常に起きているところなので、結果こうなったんだろかなというのは分かるんですが、緑の欠けている場所なので、もう少し強調してかけるほうがよいかと思ったところです。

私から以上です。

○大沢会長 羽生委員、ありがとうございました。

今、羽生委員からご指摘で、1つはそもそも今日の資料で資料2と資料2-1と資料2-2の関係性というものについてご指摘いただきましたので、これについては資料2が今日の親となるのであれば、例えば参考資料はどういった位置づけなのか、参考資料2-2はどういった位置づけなのかといったことについては、もっと詳しく枠組みを誤解ないように示したほうがいいんじゃないかというようなご指摘がございました。

それから、もう一点資料2の②の(2)、例えばマンセル値の扱いについては作山委員からの説明だとよく分かったけれども、資料2を渡されただけだと伝わらないんじゃないかというようなお話がございました。ですので、詳しく説明を加えないと伝わらないんじゃないかというようなご意見がございました。

それから、3番目といたしまして、植栽についても地元調整の結果、植栽は実施しなかったと、先ほど作山委員のお話もありました潤いがないというような状況もございましたので、今後何らかの関係で改築等をする場合においては、緑の潤いについては考えるということを積極的に促すというほうがいいんじゃないかというようなご指摘をいただきました。

ありがとうございました。

最後この内容につきましてどうまとめるかにつきましては、ご質問とかあれば、それを踏まえて最後の取りまとめ、修正案については皆様にご提示させていただければと思いますので、羽生委員、ご指摘ありがとうございました。

ほか皆様いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら事務局のほうにお伺いしたいと思います。先ほど羽生委員からもこの資料の取扱い、私も聞いていて枠組みが分からないなという点もありましたので、これを伝えるに当たりまして、まず資料2、参考資料の2というものはどういった位置づけなのか、参考資料2-2というものはどういった位置づけなのかということを確認に参考資料2にも書き込む、それから時点も含めて参考2-1は基本設計段階であるということ、それからもう

一つ②につきまして、②の特に色彩のガイドラインのところについては、作山委員からご説明していただいた内容の一部を加えてちゃんと伝えるようにする。それから、(3)の植栽につきましても、今後何か改築等がある場合には緑の在り方について地元の説明した上で、植栽の可否について議論できるようにと、そういった文言を埋め込むということがあったほうがいいんじゃないかなとお話ございましたが、この辺修正を加えることというのは可能でございますでしょうか。

○伊藤主査 先ほど資料の分かりやすさという点で工夫をすることは検討したいと思います。

まず、参考資料につきましては、前回の基本設計段階のアドバイス案ということを経済のアドバイス案に対しての対比ということで、参考としてつけさせていただいたものでございますので、分かりやすいような形にしたいと思います。

あと具体的な②のアドバイス案につきましては、表現が分かりづらいというところもあるというご指摘ですので、その辺はアドバイス案として工夫を検討したいと思います。

以上です。

○大沢会長 もうちょっと具体的に書かないと、なぜ緑が必要なのか、分かりづらいじゃなくて伝わらないんじゃないかというようなご指摘でございますので、そこら辺伝わるようにというのと、4番目に今回の基本設計段階アドバイス及び施工段階でも引き継ぐことが望ましいと書いてあるので、それってどれなんだということがちゃんと明記されてないと伝わらないということになりますので、やりっ放しで終わりというようなことは求めていませんので、あくまでもこれによって空間がどのようによくなるのかということがとても重要かと思っておりますので、ただ単にこれを事務所に投げて終わりということだと非常によろしくない形になりますので、分かりやすくして伝えるようにご配慮いただければと思います。

そのような修正、まずは資料の1、2の位置づけ、特に今後この指導をベースに何か改築時のところは引き継ぐことが望ましいと書いてありますので、その位置づけを明記することと、色と、それから植栽について説明不足な点がある、分かりづらい点があるということでございますので、その点を加えてアドバイス案をまとめていくことにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら実は久しぶりに施工段階アドバイス、実は数年ぶりでなかなか伝わりづらい。特に造った後の評価ですので、なかなか伝わりくいというところがありますので、その辺もご説明いただければと思います。

それでは、1番目の議題は終了とさせていただき、2番目の草加柿木産業団地の施工段階アドバイス案になるかと思えます。その内容につきましてのご説明をお願いいたします。

○伊藤主査 それでは、ご説明します。

資料1の4ページ目をご覧ください。

②草加柿木産業団地は平成29年度に基本設計段階のアドバイスを作成し、令和2年度に工事が完成しております。草加柿木産業団地について、アドバイスは整備を行う公園及び調整池の計画と樹木の選定などの緑地計画を対象を絞りアドバイスをいただきました。

基本設計時のアドバイスは参考資料3-1になります。

公園計画について、地域の中での位置づけを意識するため仕組みづくりとともに普段から利用される工夫をする。また、利用者を招く工夫として周辺道路との交点にはシンボルツリーなどアイストップとなるものを配置する。樹木の選定について、水辺に植える樹木は従来水辺にある樹種を選定するといったアドバイスをいただきました。

これらのアドバイスへの対応状況についてまとめたものが参考資料3-2になります。

専門部会で取りまとめた施工段階アドバイス案が資料3となります。

以上が2件目の草加柿木産業団地の事業概要です。

○作山副会長 それでは、草加柿木産業団地のアドバイスを説明します。

参考資料3-1及び3-2は以前専門家アドバイスをした内容でございます。今日の説明は資料3を中心に説明しますが、資料3の最初、基本設計段階のアドバイスへの対応ということで、基本設計アドバイスの内容が参考資料3-1でございます。

基本設計段階アドバイスとして、産業団地にできる調整池付きの公園ということで、地域の中での位置づけ、特に北側の住宅地、集合住宅群などもあるんですけども、その関係性ですとか、あるいは東埼玉道路、広域幹線道路に隣接していることも意識した設計が必要だと、特に2点目に書いてありますように地域住民、工場勤務者などの利用者、どういうふうにご利用されるのかという工夫をしたほうがいい。それから、周辺道路からのアイストップですとか、特に調整池という魅力的なものがあるので、その親水性への配慮、水量確保、それから特に樹木、その清潔感、安心感を意識した選定という、こういう部分がアドバイスの趣旨でございました。

資料3に戻りまして、基本設計のアドバイス案の概要としては大きく3つありまして、1つ目が地域の中での位置づけを意識して設計してくださいということ、それから2点目が利用者を招く工夫をしてくださいということ、3点目は樹木の選定、配置に関して配慮してく

ださいというところでした。

これを受けて、実際完成後の評価でございます。

1つビオトープについてですけれども、今後維持管理を行えるような体制づくりを検討することが望ましいということでございます。

具体的には公園の里親制度のような例えば産業の用地の企業、あるいは集合住宅の自治会ですとか、あるいはそれ以外の任意のボランティアで管理するなど、維持管理を行える体制づくりも検討してほしいというのが最初の重要項目です。

それから、2点目は緑のメンテナンスですね。エリアごとに特性を生かした多様な緑が配置されているのはいいんですけれども、緑というのは非常に管理が大変なので地元住民ですとか、あるいは先ほど言った公園の里親ですとか企業も含めて、何か工夫をして地域、地元との連携、あるいは緑地協定ですとか、将来もそれらを担保できるような体制というものを検討してほしいと、さらに親しみを持てる空間とするために、樹木の種類を知らない方が多いので、ネームプレートですとか、あるいはビオトープの楽しみ方の情報提供ですとか、何か一つそういう工夫をしていくことで親しみを持つということが必要だということです。いずれにしろ緑のメンテナンスに関わる様々な工夫というものをさせていただきたいというところでございます。

3点目は出入口のデザインについてです。この辺はアドバイスでも利用者を招く工夫をするとよいということで、アイストップですとか入り口の部分の工夫についてアドバイスをしていたんですが、特に入り口部分の舗装をインターロッキングブロックで舗装していますけれども、少し原色の塗装も塗ってあるタイプで、もうちょっと自然環境に落ち着いた色彩が望ましい。ショットブラストをするだけでも随分よくなると思うんですけれども、やや鮮やかな色の選定が多かったインターロッキングブロックだったので、素材や色彩の選定というものを工夫したほうがよかったというようなことです。今後風化することによって少し落ち着くとは思いますが、補修が必要になった場合、少し色彩の変更も検討してほしいというところでございます。

この草加柿木地区産業道路についての施工後の今後に向けたアドバイスは以上でございます。

○大沢会長 作山委員、ご説明ありがとうございました。

今ご説明いただいた内容につきましてご質問、ご意見等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

内田委員、よろしくお願いいたします。

○内田委員 説明ありがとうございます。教えていただきたかったんですが、ビオトープの話というのは基本設計のアドバイスの中でみんなが利用者を招くような工夫をした成果と考えてよろしいのでしょうか。

なぜこのような質問をしたかといいますと、専門家アドバイスの意義というものに関して、資料1の1ページに書いてあるとおり、もちろん義務づけるものではないけれども、気づく機会を与えるということだと2番目に書いてありますので、この流れの中で専門家アドバイスというものの意味をもうちょっと明確に理解したいというのがありますし、こういうことをやっている中で、我々がやっていることというのはどういう意味があるのかというのを少し整理させていただければなと思いました。

以上です。

○大沢会長 内田委員、ありがとうございました。

いかがでしょうか。

事務局からよろしくお願いいたします。

○青木主幹 基本設計段階で参考意見のところ例えば公園等の緑地管理に当たり地域住民や学校、立地企業との連携組織をつくってはどうかというようなご意見をいただいているんですけど、今実際の現地のほうはそのような体制にはなっていないと、一応ご意見をいただいて調整をしたんですけども、調整がまとまってないというのが現状ということですので、今後こういったことをまた施工段階でこういったご意見をいただいていますので、これにつきましては管理者のほうにこういう旨を伝えていきたいと思います。

以上です。

○大沢会長 内田委員、いかがでしょうか。

○内田委員 ビオトープというのが基本設計段階で出てきてなくて、ビオトープというのができたというのはよかったなと思いますけれども、それに対して施工段階でのアドバイスをしたというところの事実は理解しました。

計画段階でのアドバイスというのがビオトープを造るということに生きてきたのか流れが分からなかったのが、基本設計段階でアドバイスがあつて、直接的にビオトープと言わなかったけれども、ビオトープというものに生きてきたと、それに対してメンテナンスというのを大事にしないよとアドバイスがあつたという流れと理解してよろしいですか。

○大沢会長 事務局、今の内田委員からそのような流れ、基本設計のときにはビオトープとい

う言葉じゃなかったけれども、利用者を招くような工夫ということでビオトープという形になって実現化されたと、一方、今回施工段階でまた専門家として見たときには、ビオトープの維持管理に対して今後課題があるからそれについて指摘したと、そういった流れでよろしゅうございますでしょうか。

○青木主幹 そのとおりでございます。ありがとうございます。

○大沢会長 もしそうでしたらその辺も加えたほうがいいんじゃないかなと、あくまでも基本設計段階で専門家がアドバイスした点がビオトープとして活かされた。一方、ビオトープについては現在維持管理の課題があるため、今後維持管理について体制づくりを検討することが望ましいということをつけ加えていただいたほうがよろしいかと思えますし、今後景観審議会は続きますので、施工段階アドバイスの位置づけを明確にする上でもそうしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。内田委員、ありがとうございます。

○内田委員 ありがとうございます。

○大沢会長 ほかいかがでしょうか。

先ほど管理という観点があったんですが、基本設計アドバイスの段階では埼玉県企業局の工業団地の造成なので、埼玉県企業局に対するアドバイスだったものです。一方でこの事業は完了し、ここの道路、それから公園関係は草加市に引き継がれています。管理体制を検討することが望ましいということを書いています、誰に対してというのが実は重要になってきて、基本設計段階と施工段階でその対象が変わっているということがあるんですが、このアドバイスの相手先というのは具体的にはどこになるのでしょうか。

事務局のほうよろしく願いいたします。

○青木主幹 基本的にはこれは産業団地内の公園等に関するアドバイスですので維持管理に関するアドバイスは、実際こちらを管理している草加市へのものになります。

○大沢会長 了解いたしました。事業主体が変わっていると思いますので、1件目の道路につきましては恐らく事業者と維持管理者同じかと思うんですが、こういう団地系は多分事業主体が変わってくると思いますので、併せてぜひ草加市さんにお伝えいただきますようよろしく願いいたします。

○青木主幹 そのようにいたします。ありがとうございます。

○大沢会長 ほかいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしたら先ほど内田委員からビオトープの扱い、基本設計段階は埼玉県企業庁、今回は

草加市にお話しすることになりますので、その辺の設計の趣旨が伝わらないと、よろしくありませんので、この辺をしっかりと基本設計段階でこういうことを指摘して、その結果実現されて今こういう課題があるので、それに対して対応することが望ましいということをぜひ一文を付け加えてまとめるという形にしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局に修文していただき案をまとめていただければと思います。

それでは、3件目、最後となりますが、こちらは施工段階ではなく基本設計段階アドバイス案になります。

S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）、その案件につきましてご説明のほうよろしくお願いたします。

○作山副会長 それでは、3件目のS A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）の基本設計段階アドバイス案について、アドバイス案を説明する前に事業の概要を事務局から説明をお願いします。

○伊藤主査 ご説明いたします。

資料1の5ページ目をご覧ください。

S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）の事業概要につきましてご説明します。

写真をご覧ください。

資料の青枠で囲った箇所が鶴ヶ島市にある農業大学校跡地です。この農大跡地を県が区画整理を実施し、航空・宇宙の先端産業や次世代産業、ロボット、A I、I o Tといった先端次世代産業の企業などの集積を目指しております。

今回のアドバイス対象は、写真の赤枠で囲った周辺地域です。

先端・次世代産業の集積する隣接地に県が社会的課題解決に資するロボット開発を支援するフィールド・施設を整備することで、県内産業の振興と経済的発展を目指しています。その施設の総称がS A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）になります。

資料4の専門家アドバイス案をご覧ください。左側の図面もご覧ください。

このS A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）ですが、産業労働部の担当する赤で囲ったロボット開発支援フィールド（仮称）と営繕課の担当する青で囲ったロボット開発イノベーションセンター（仮称）の2つの業務からなっております。

ロボット開発支援フィールド（仮称）は、屋外の実証フィールドで3つのフィールド整備を計画しています。1つ目がネットつきドローン飛行場、2つ目が多目的フィールドでこれ

は起伏のある地形や林地、畑といった現況を生かし、農業分野や建設分野、林業分野のドローンを活用した測量など利用者が自由に使い方を設定できる施設になります。3つ目の模擬市街地フィールドは、公道では実証実験が困難な場合に信号、交差点といった道路環境や模擬的な建物などで模擬市街地を整備し利用するものです。また、ロボット開発支援フィールド（仮称）内には調整池や構内道路を整備します。

次に、ロボット開発イノベーションセンター（仮称）ですが、2つの屋内実証フィールドとレンタルラボ、コワーキングスペースといった研究・開発環境等の機能を備えた拠点施設の整備を計画しています。

専門部会で取りまとめた基本設計段階アドバイス案がこの資料4となります。

以上が3件目のSAITAMAロボティクスセンター（仮称）の事業概要の説明になります。

○作山副会長 それでは、3件目のSAITAMAロボティクスセンター（仮称）のこちらは基本設計段階アドバイス案となります。

なお、先ほど内田委員がおっしゃったように景観審議会、このアドバイスでどれだけできるかというのは確かに限界があると思います。何か伝言ゲームみたいになっていて、本来は具体的に調整の場ができればいいんですけど、書類を通して今回でいうと資料4というもののアドバイス案、本日議論していただく内容でございますが、こういう形で伝えていくという形になります。

それでは、資料4について説明いたします。

そもそもSAITAMAロボティクスセンターでございますけれども、新しい産業拠点ということで、そういう意味では非常にアピール効果が高い、しかも圏央道の新しい鶴ヶ島インターチェンジの目の前、農業大学校の跡地開発ということで非常に注目される開発でございますので、アドバイス趣旨としてはとにかく自然豊かな環境を生かし、魅力的な美しい開発とするという少し大きなテーマを掲げております。

なぜかといいますと、概略設計図では建築を中心に考えられているんですが、模擬市街地とかはしようがないんですけども、それ以外の道路の配置や造成、その他とにかくスペックの積上げだろうというふうに私なんかは感じてしまうんですけども、具体的には下に書いてあるように、まず施設全体に関するアドバイスということで、ランドスケープ、この辺が非常に重要だということで、最初に実施設計においてランドスケープデザイナーの活用を検討するというのを大きくうたっております。

現実的には、現在の契約業務の中でこういうランドスケープデザイナーの活用というものを義務づけるというのはなかなか難しいらしいんですけども、そもそも現状の体制だと限界があるので、通常業務でも内部にランドスケープデザイナーがいればそれを活用するし、外部とのランドスケープデザイナーとの連携なども含めて、いずれにしろ先進的な施設でありますので、景観に力を入れた魅力的な空間にしてほしい。特にまず入り口が分からないというのもあるんですけども、公道からのメインエントランスが非常に何か寂しいものがある。あるいは調整池の形状ですとか駐車場も無機質な景観であるので、ランドスケープを中心に考えていく必要があるのではないかという趣旨で書いております。

(2) 周辺の自然景観に溶け込むようなナチュラルな色、素材を基本とするということです。基本は自然との調和ということが重要なエリアだということで、可能な範囲で木材等、自然資材などを活用したナチュラルな色を使うことを基本とするということをまず大きくうたっております。

隣接エリアでもう既に一部整備されているところがあるんですけど、そちらが色彩ですとかフェンスの色や素材やちょっとしたトイレや駐車場なんかが自然に溶け込んでいるかという、疑問符の部分があることが現地調査で分かったものですから、少なくともメインの拠点を主役にするならばこちらがいいお手本を示すべきだろうというところがございます。

次に、2番目、ロボット開発支援フィールド（仮称）に関するアドバイスでございます。

全体として隣接地域もフェンスがあるんですけども、できるだけフェンスを作らず、作際は目立たない工夫をするというのが1点目でございます。

特に自然が主役だということだとまずフェンスが目立ちちゃうんですね。仮にフェンスを入れる場合でも、周辺から見て植栽を表側に配置してフェンスを裏側にするとか、フェンスが目立たない工夫が重要である。また、国交省が指定している、先ほどの資料にもありましたけれども景観色が一般に認識されていません。ですから、例えばこれまでもダークブラウンとかグレーベージュとか、こういう慣用色の言葉でしか表現されてないことがあったんですけど、これをマンセル値でダークブラウンというのは景観色では10Y R 2/1、グレーベージュは10Y R 6/1、あるいはダークグレー、それを使うということを明確にアドバイスしているということです。

2点目が調整池の形状は自然な形にするということです。貯留水深1.5メートルということで、非常に浅い調整池です。割と土木技術的にはどうにでもなるようなものなので、形状は比較的自由にできるにもかかわらず割と単調で、何か池というよりは本当に昔の三面張り

の調整池というような形状になっている。これは複雑な形状にするとちょっと事業費が高くなりますけれども、もっと自然な地形を目指すような形状ですとか、こここそが非常に重要なポイントなので、調整池のデザイン大事ですよということを2番目に言っております。

それから、3番目はドローンの飛行場というのが設定されていますけれども、当初のアドバイスの議論ではもうちょっと形状どうにかならないかみたいな話もあったんですけども、今回は一応ネットの色彩ということに絞りました。よくゴルフの打ちっ放しのように緑のネットなどを使う傾向にあるんですけども、そうではなくて自然豊かな環境に適するという事で、今回は緑ではなくてダークブラウンないしグレーベージュ、そういう景観色のネット、こういうものが望ましいということをおアドバイスとして明記しております。

インパクトが大きいので、最近だと細い目立たないものですか、いろいろな種類のネットが例えば野球場なんかでも随分できておりますけれども、この専門部会で確認したいと、重要な部分はサンプル確認させてもらえないかというぐらいにアドバイスの中に踏み込んだ形で書いております。

3番目、ロボット開発イノベーションセンター（仮称）に関するアドバイスということで、これは建築の敷地、建築物と建築の外構に関するアドバイスでございます。

比較的建築はしっかり検討されていた内容ですけれども、自然環境の中でこそその造形や色彩、あるいは素材、こういうものを有機的で地域になじむものにしてほしいということがございます。ただし、2点目の駐車場の造り方を見ると駐車場のボリュームを確保するためにスペックだけを表現したものだなというふうに私なんかは理解するんですけども、駐車場のデザインこそ非常に重要なイノベーションセンターの景観計画だと思うので、駐車場の見え方は工夫してくださいとしております。以上のように、全体としては大きく展開していただきたいという意味も込めて、基本設計段階でアドバイスできるものをまとめております。

以上でございます。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

このロボティクスセンター（仮称）のアドバイス案につきましてご意見、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしくお願いたします。

○服部委員 このロボティクスセンターなんですけど、そもそもこの設計というものは埼玉県でしたものなのか、施工会社で設計したものなのかというのはどうなのでしょう。

○大沢会長 いかがでしょうか。

○伊藤主査 こちらは埼玉県が現在業務委託で設計しているものでございます。

○服部委員 先ほど作山委員からあったとおり、ランドスケープデザイナーというものを最初から採用して活用していれば、そもそもこの専門家アドバイスというところにも至らなくてもそこで完結できるのではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊藤主査 このたびランドスケープデザイナーの活用を検討というアドバイスをいただいたんですが、埼玉県としてはそういった設計業務にランドスケープデザイナーが関わるという事例がないという状況です。

今後そういったランドスケープデザイナーが活用できるような、契約の在り方、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

○服部委員 ありがとうございます。

せっかく埼玉県でこんなすばらしい施設ができるということなので、すばらしい景観になるように最初からできれば一番いいなと思いますので、今日こういう会議の中でランドスケープデザイナーの話も出たので、今後も埼玉県のほうでも活用できるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○大沢会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

内田委員、よろしくお願いいたします。

○内田委員 作山委員のおっしゃることすごく共感して聞いていました。

イノベーションということを考えたときに、多様性のぶつかり合いとか偶然の出会いみたいなものは本来は必要であって、ここが都市部じゃないというのを理解した上ですけれども、ランドスケープの重要性というのは、イノベティブなものを育成するという上で非常に重要だということを付け加えつつ、作山委員のおっしゃるようなアドバイス案みたいなものを少し説得性を持って説明できるといいだろうなと思います。イノベーションというものを考慮した上での景観という形で、そういったのはいろいろなところで語られていることでもありますので、少し説明が入ればいいかなと思いました。

以上です。

○大沢会長 内田委員、ありがとうございます。アドバイスいただいたところでございます。

ほかいかがでしょうか。

荒井委員、よろしくお願いいたします。

○荒井委員 皆さんのおっしゃるとおりだと本当に思うんですけど、そもそも今日聞いていて

思ったんですけど、最初に概要についてご説明をいただいたときに、専門家のアドバイス、取扱いが反映を義務づけるものではないというのは分かるんですけども、それこそ皆さんおっしゃったようにただ伝えて終わりましたと、何のためにあるのか分からなくなってしまうので、どういうふうに伝えれば少しでも反映してもらえのるかということを考えていきたいというふうに思います。

今回のアドバイスの中にイノベーションセンター関係のランドスケープデザイナーが関わっているような作品を挙げたほうがいいのか、それで挙げたほうがよければそういうものを入れてこういうふうにやっているところがありますよと、埼玉県さんがこれから設計を進めていく中で、工夫をしてくださいというようなことを言えるものなのか、そういうものであれば幾つか民間のものではあると思います。だから、そういうものを入れていけるものなのか、義務ではないと言われたらそれはなかなか言えないですというものなのか、事務局から見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○大沢会長 事務局のほういかがでしょうか。

○青木主幹 先ほどお話のあったとおり、専門家アドバイスの趣旨というものが実施設計に反映させることを義務づけるものではありません。ただ、そういう専門家からいただいたアドバイスを踏まえ今後どういうところに注意しよう、というのを一般職員で共有していくというのがこの専門家アドバイスの趣旨です。なぜかといいますと、我々景観サイドが義務づけると当然事業課でそれなりの費用負担が出てくる話になります。景観上いいものを造ってほしいというのは当然思いますけれども、景観上いいものを造るのだから景観のほうでその分の費用負担をしろという話になってしまいます。我々はそこまで予算の裏づけを持っておりませんので、どうしてもこのような表現になります。

なので、専門家アドバイスという制度の中ではご説明のとおりになりますので、我々のほうもまた別のやり方というのを考えていかなければならないと思います。

以上です。

○大沢会長 荒井委員、いかがでしょうか。

○荒井委員 埼玉県さんの中でやっていくときに、例えばさっきの事例を見たときに、植栽もこういうようなイメージがありますよというのはしているわけですね。できればそういうところに具体的にランドスケープの工夫というのはこういうことなんですよということを伝えるのも難しいということなんでしょうか。

多分ランドスケープデザイナーを活用してくださいというふうに伝えても、ここにいる委

員の方はそうだというふうにご理解いただけていると思うんですけれども、現場にうまく伝えられない気がしまして、こういうのがランドスケープデザインなんですよというのをお伝えしないと分からないんじゃないかなという気がしたのですがいかがでしょうか。

○大沢会長 事務局、いかがでしょうか。

○青木主幹 まず、専門家アドバイスでいただいたものにつきましては、土木・建築行政に関わる工事等を発注している事業箇所には、アドバイスをいただいたから皆さん参考にしてくださいということは情報提供し、また我々のホームページでも公開をしております。

先程の説明にもありましたけれども、今まで埼玉県の業務委託等の発注でランドスケープデザイナーを使ったという事例はありません。ただ、今回アドバイスをいただいたので、今後どうやればランドスケープデザイナーを設計等で活用できるかというのを考えようと思っています。既にコンサルに所属するランドスケープアーキテクトの人とは接触を取りまして、話を聞いておるところです。

これから今度ランドスケープアーキテクト協会のほうとも話をしまして、実際専門の方が絡めば費用も発生すると、その費用をどういうふうと考えていこうかということもひっくるめて、我々のほうで示していきたいと思っています。

以上です。

○大沢会長 いかがでしょうか。

○荒井委員 ありがとうございます。

私の理解では、こちらからこの審議会で提示するわけではなくて、県のほうでそこは動いているので、それをきちんと伝えますというような認識と受け止めました。ありがとうございました。

○大沢会長 荒井委員、ご指摘ありがとうございます。

非常に悩ましいところなんですけど、先ほど委員から一番最初に話があったように、これはSAITAMAロボティクスセンターで非常に最先端なので、海外からお客様が来るかもしれないとの意識を持っていただきたいというのが皆さんそうじゃないかなと思います。

逆に言うと、期待を持って最先端だと思っていて、何だというふうになった瞬間に多分もういいやというふうな入り口論になっちゃうかもしれない。その辺が専門家の皆様非常に気になっているんじゃないかなと思います。

確かに都市計画課の景観班はそもそも予算を持ってないので、予算を持っている相手先に意見を言えないという気持ちは、それは内部の体制では非常に分かるところではあるんです

が、ぜひそこはちゃんと言っていただくと同時に、これは実は埼玉県最先端のことをやろうとしている広告塔なので、県内でもご議論していただいたほうがいいんじゃないかなと、例えば池袋の南池袋公園のようにランドスケープの人が入ってやればそれだけ人が入ってきて、消滅するかもしれないと言われていたのが全然消滅もしないように大きく変わる要素がありますので、県の発注上の気持ちは分からないでもないんですが、それを言ったら今までと何も変わらないでしょうということになりますので、その辺が今まで委員方、それから作山委員のご意見も踏まえて多分非常に懸念されている点だと思いますので、アドバイス後のフォローアップの考え方をしっかりしておいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ今日のご意見を受け止めていただきたいと思います。荒井委員、ありがとうございます。ほか皆様いかがでしょうか。

○吉田委員 吉田です。

僕もこれはスペック段階かなとは思いました。ここまでくると、ここから何かランドスケープ的に付加価値を上げたほうがよいという小さな話になりがちなので、この前の段階で考えなければいけないことだと思います。

全体のデザインコンセプトがあって、それに対してそれぞれの機能をどのように配置したらよいかとか、どんなイメージの建物がよいかとか、そのような話がしにくくなります。ここまで来るとなかなか動かさないところがあって、調整池はこの辺に放り込んでみようとか、そういう話になりがちですが、本来はもう少し前にしっかりと地形を読んで、その地形との関係でドローンの飛行場はこっちじゃなくてこっちのほうがいいんじゃないかとか、今ある木を生かせばこういう配置になるんじゃないかとか、最初のもっと可能性がある段階で、配置全体とかこの地区の水の流れとか、そういうものを入れて景観デザインの検討したほうがよいと思います。

今ここで出てきたのは、それぞれの機能が大体固まってきて、予算も大体このぐらいというのが分かってきて、それぞれの場所にこの大きさが要るからと入れていくから景観的には何かばらばらかなという感じがあり、有機的につながってないなという気がします。そこを最初の段階でもう少し大きな景観の意見を言えるような機会がないのかなという気がします。

○大沢会長 吉田委員、ありがとうございます。

恐らく基本設計なので、その前の基本計画、全体構想のときにもっと議論する機会がないのか若しくはどんな議論がされていたかというのが我々に伝わったほうがいいんじゃないかという話ですが、事務局のほういかがでしょう。

○作山副会長 吉田委員からのご意見真っ当だと思っています。

私実は近年庁舎建築の審査委員、審査委員長を随分やって、それでよく気がつくんですけども、建築の世界では近年どうなっているかという、基本設計をプロポーザルに出して、それ以降をデザインビルドにしちゃいます。土木の世界でも同じなんですけれども、基本設計できっちりデザインをすれば、あとはデザインビルドで非常に効率のいい、お金も安いということで最適化の部分でできるので大体全国的に優れた庁舎を造ろうと思うとその方式でやります。

現場サイドでこういう重要プロジェクトは最初にプロポーザルをやるというのがよかったのかと思います。現実的にはよりよいものを造ることが趣旨なので、先ほど吉田委員がおっしゃったようなことを今後の課題としてぜひ検討していただきたいと、その辺事務局で何か工夫の可能性があればコメントをいただきたいんですけども。

○大沢会長 事務局、いかがでしょうか。

○青木主幹 そもそも専門家アドバイス自体が基本設計に対して専門家からこういうところをやるともっとよくなるよというある意味ちょっとした工夫というのを聞いて、それを実施設計に反映しましょう。それを職員みんなで共有しましょうという趣旨であります。

ゼロベースで入ると当然調整に時間がかかりますので、基本設計ができてある程度の青写真ができたところで、その中でアドバイスをいただくというものでこれをやっていますので、スタート段階から一緒にやっていきましょうというものではないのがまず一つです。

もし仮に今後スタート段階から景観審議会と一緒にタグを組んでやると、別の方法を考えてみる必要があると思います。どういうことができるかを我々も考えてみたいと思います。

以上です。

○大沢会長 了解いたしました。

今日の取りまとめは2つあるかなと思ってまして、1つはSAITAMAロボティクスセンターのこのアドバイスに対する内容に関する話と、もう一つは今回数年ぶりに施工段階のアドバイスと基本設計段階アドバイスがきて、このアドバイスの全体的な枠組みについても皆様からいろいろ課題提起をいただきましたので、それにつきましては今の枠組みであくまでも評価せざるを得ないという前提下においてロボティクスセンターは今の専門家アドバイス、先ほどお話があったような観点でアドバイスする。一方で、とはいってもそこで思考を止めてしまったらちょっともったいないので、例えばアドバイスの全体の枠組みの在り方についてはまた別途次年度以降検討するとか、先ほど作山副会長からもお話がありました。

この段階にきたらプロポーザルじゃないかという話があると、もしかしたら全体の枠組みになるかもしれないので、それはまた別途ちゃんと時間を設けて議論したほうがいいんじゃないかなと思いますので、今日の皆様のご議論を踏まえて2つこの案としては出せばなと思っております。

まず、先ほど専門家アドバイスの基本設計段階の内容でこのアドバイスの内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

羽生委員、よろしくお願いいたします。

○羽生委員 ありがとうございます。

資料4のほうの図面をさっきからずっと眺めているんですが、基本的には農大跡地開発が主と言うと語弊がありますが、そちらが大規模開発、工業団地整備ですよ、基本は工業なのか流通なのか。その附属の周辺地域というところを今回最先端の開発をされるということかなと理解をしまして、この農大跡地がどうなるんだろうというのを今見ていたんですけども、実は鶴ヶ島のほうで隣接の公園を整備されて、もう既にオープンしているというのを今議論を聞きながら見まして、それに当たって既存の樹林地をそのまま生かしているというのも拝見をしました。

現地がどういう状況なのか、この写真レベルでしか分からないんですけども、先ほどいただいたのを見ると、既存樹林地なり周辺の公園整備なりというのと敷地が隣接しているということが意識されてないのかなというのが若干気になりまして、当然先ほどのアドバイスも大きな自然豊かな環境を生かしてくださいという中に含まれるんですけども、具体性を持って言うと周辺公園整備、鶴ヶ島市民だけじゃなくて、かなり広域的な人たちが公園利用のためにも訪れるようなエリアだと思いますので、そういった周辺の利用とか周辺の環境とあまり整合が取れないと言うと変ですけど、全部木を切り払って、真っ平らにしてならしてから環境を再生するという考え方じゃない整備の仕方ができないものかなと思いました。

多分委員方が先ほどいろいろな事例ありますよとおっしゃっていましたがけれども、公園整備の隣にそういう工業系とか研究開発系の大規模な敷地があるような事例ってたくさんあって、そこは割合と一体的な地域として作り上げていくというやり方は恐らくたくさん事例があろうと思いますので、少し周りを意識しながらの環境の作り方というのを考えられてはどうかと思いました。

以上です。

○大沢会長 羽生委員、ありがとうございました。

そうしましたら、今の全体設計のアドバイスの中で周辺自然環境に溶け込むようなという言葉があったんですが、特に僕は今グーグルで見たら周辺にいろいろ緑、公園もあったりするので、恐らく周辺との連携性で考えているような気もするんですが、そこの周辺の利用とか公園のところの連携性を踏まえて、この地区の在り方を考えることというようなことを入れていただいたほうがよろしいんじゃないかなというアドバイスでしたので、入れていただくようよろしくお願いいたします。

○青木主幹 そのようにいたします。ありがとうございます。

○大沢会長 ほかいかがでしょうか、この専門家のアドバイスの内容につきまして、私から1点気になりましたのが調整池なんですけど、これは常時水面なのか、それとも雨が降ったときだけ水がたまるのか、これはどちらになりますでしょうか。

○伊藤主査 調整池については、雨が降った非常時だけで溜まります。

○大沢会長 分かりました。これもごみがたまったりとか、何か非常に汚く、先ほどのビオトープみたいのを造れば非常にいい借景になるんですが、何もなくて空き缶が捨ててあったりとか見るとそれは見た目が良くない。また、目地をうまく工夫して見え方に配慮をしたほうがいいんじゃないかなと、形状も当然重要なんですけど、一番下の底の在り方というのはちょっと検討したほうがいいんじゃないかなと思います。

調整池は管理者協議も鶴ヶ島市さんですかね。調整池は下水道になると思うので、そこの管理者協議も出てくると思うんですが、そこの維持管理の在り方、あまりにも汚いとよろしくないと思うので、そこはご配慮いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そして、皆様のご意見を踏まえて、私のほうでこのアドバイスということで一つご提案と、もう一点それを含めて全体の在り方について今日いろいろ委員の皆様からもご意見頂戴いたしましたので、そこについてもお話ししますが、まずはロボティクスセンターの基本設計につきましては、先ほど羽生委員からもお話しいただいたように、それからランドスケープデザイナーの活用につきましては、いろいろな委員からお話しいただきましたので、これにつきましてはぜひご検討し、県の立場としてもなかなかつらい立場で十分理解できると思いますが、変わる必要と埼玉県顔になる、新技術の顔にならなきゃいけないと思いますので、ぜひこの辺のご配慮をお願いすると同時に、あともう一つは周辺の自然環境に溶け込むとあったんですが、周辺との連続性とか周辺のことを考えてくださいというような一文、それか

らもう一つは冒頭に話しましたが、イノベーションとか多様性というものが意識できるようなデザインにしてほしいというような意見がありましたので、その2点につきましてよろしければ加えていただくというようなことをこの会としてご提案したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、事務局のほうでその2点加えてご調整いただければと思います。

それから、もう一点これは今回のロボティクスセンターに関わるアドバイスだけではなく全体ということですが、今回こういった景観審議会においてアドバイスをできるという枠組みは非常によろしいんじゃないかなと思います。だからこそいろいろなお話ができると思うんですが、もう一步そろそろ進んでもいいんじゃないかなと。

そういった意味でアドバイスする意義、どういう段階でアドバイスするのかといった点をもう一度整理していただくとともに、もっとよくするために例えば基本設計ですと先ほど吉田委員のお話でできる限界が決まっていると、その前の段階で本当はやったほうがいい可能性もあります。ですので、そういったものをこの景観審議会かどうかを含めてこういった枠組みにすればよいか検討していただくと。

これはアドバイス制度をつくって10年ぐらいですかね。景観法ができた後なので、もっと経っていますか、それから一度も見直してないので、今回皆様から多数のご意見をいただいたので、この景観審議会における専門家アドバイスの在り方について過去の内容も踏まえて一度PDCAサイクルでチェックしていただくと、そして次のステップに向けて考えるということをお示ししたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

すみません、事務局にはちょっと宿題という形になってしまいましたが、多数ご意見いただいたところがございますので、今回のSAITAMAロボティクスセンターについては今の枠組みでやる。十数年経ちましたので、このアドバイスの在り方について議論する枠組みをつくっていただければと思います。

作山副会長、お願いいたします。

○作山副会長 今のご提案について、事務局のほうで検討していただきたいということなんですけれども、例えば私がやっている東京都武蔵野市の例ですけれども、もともと景観だけじゃなくてまちづくり全体なんですけれども、こういう審議会的な委員会とともに景観の専門委員という、それはこの中の委員が出てもいいし、武蔵野市は別なんですけれども、必要があればそういうアドバイザーという人を基本設計に派遣する仕組みがあると、審議会は、ややジャッジメント的なところもあるんですけれども、そうではなくて個別に事例の紹介も含

めて、細かな相談できるような仕組みがあるといいかなと思います。

○大沢会長 アドバイザーの専門家を登録している枠組みは持っているんですね。

○青木主幹 アドバイザー制度はあるんですが、県のアドバイザーは講演会とかを対象にしていまして、業務委託の中に入ってくるというのを前提にしていまないので、今度はそういう観点でも考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○大沢会長 ありがとうございます。

そうしましたら今日は皆様方からご意見ありがとうございました。

ロボティクスセンターにつきましては2件案を加えていただく、それから全体につきまして再度見直しについてご検討いただくということでまとめたいと思います。

ありがとうございました。

そうしましたら専門家のアドバイスにつきまして事務局より報告事項があるとのことですので、よろしく願いいたします。

○伊藤主査 ご審議ありがとうございました。

このたびランドスケープデザイナーの活用を検討するというアドバイスをいただきました。このことにつきまして、現在埼玉県的设计業務においてランドスケープデザイナーが设计業務に関わることを基本としてはおらず、ランドスケープデザイナーの活用事例についても把握はできておりません。今回のアドバイスを受け、SAITAMAロボティクスセンターのような施設において、ランドスケープデザイナーの活用をできるような発注契約方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○大沢会長 ありがとうございます。

今回の問題提起を踏まえて、県さんにいろいろ考えていただくということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

そうしましたら、議題につきましてはここで終わりにさせていただければと思います。

その他傍聴要領の改正につきまして事務局よりご説明のほうよろしく願いいたします。

○伊藤主査 ご説明いたします。

画面で共有する資料5、傍聴要領案をご覧ください。

会場の皆様には紙でもお配りしております。

景観審議会のオンラインでの傍聴を可能とする埼玉県景観審議会の傍聴要領の改正を検討しており、審議委員の皆様のご意見を伺いたいと考えています。

埼玉県景観審議会規則第11条では、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるとなっております。傍聴要領はこの規定に基づき定めているものでございます。これまで傍聴については、会場で実施することを前提としたルールで、会議の当日に受付を行い傍聴できることとなっております。

この埼玉県景観審議会は、感染症予防の観点から令和3年2月に開催した第57回の景観審議会からオンライン会議を併用して実施してきましたが、傍聴については審議会の会場においてオンライン会議の画面を閲覧、傍聴するという対応を行ってまいりました。今後はこういったオンライン会議が定着してくることを踏まえ、傍聴についてもオンライン上で行えるよう傍聴要領の改正をする必要があると考えています。

具体的な改正案でございますが、まず第1の(2)オンライン上で会議を傍聴しようとする方はあらかじめ事務局に申し出ることで傍聴することができることとしたいと考えています。景観審議会の開催については、会議の1週間前に県政ニュース及び都市計画課のホームページで周知しております。そこで傍聴の申込み方法やルールを明示したいと考えています。

なお、オンライン上で傍聴において定員は設けないことを想定しています。

第2、第3については、会場が前提となっていた記載をオンライン会議でも適用できるように修正を行うものでございます。

第3の(4)写真撮影、録画、録音等の禁止については、オンラインでの傍聴者が勝手に画面を撮影、録画、録音することがあるかもしれませんので、この点についてよく検討する必要があると考えています。委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

なお、今回のSAITAMAロボティクスセンターの専門家アドバイスの資料のように対外的に公表できないものについては、画像を切断するなど対応できると考えています。

冒頭でも申し上げたとおり、審議会規則で審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるとなっておりますので、本日委員の皆様からのご意見を踏まえて改正案を修正し、次回傍聴要領の改正についてご審議いただきたいと考えております。

以上が傍聴要領の改正についての説明でございます。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

この議決自体は次回審議会ということでございますが、今日は我々のほうで気づいたところ、気になる点についてご反映いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。時代の変化に基づきウェブ対応したいということでございます。

この傍聴要領で気になった点がありましたら、今日は事務局から質問に対しては回答する

ことにしますが、ご意見ということで皆様から気になった点お寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

私から1点、これはZ o o mですかね。例えば今まで傍聴者について我々名前は知らないことになっていますが、これを受けると名前が出てきますが、それも可ということでよろしゅうございますでしょうか。

○青木主幹 現時点ではZ o o mを想定しております。

○大沢会長 そこで、例えば今見ても参加者という一覧が出てくると、そこに例えば、山田太郎とか傍聴者が傍聴すると同じシステムで多分入ってくると思うんですが、そうすると山田太郎さん、例えば知事が見ていたとしても知事の名前が出てくると。

○青木主幹 Z o o mの中にZ o o mウェビナーという機能がありまして、参加する人は見るだけという機能を活用することを想定しています。

○大沢会長 そうしたらウェビナーの活用ですね。了解いたしました。そうすれば全然分からないと思うし、発言も何もできないと思うので、それだったら了解いたしました。

ほか皆様気づいた点等ございますでしょうか。

藤川さん、よろしく願いいたします。

○藤川委員 藤川です。

3項の(6)なんですけれども、「Web会議システム等において、傍聴に係る知り得た情報を他人に提供しないこと」というふうにあります。これはウェブ会議システムに限定していて、会場で聞いた方は別に提供していいということなのか、ウェブ会議に限定する趣旨がちょっと分からなかったもので、もし分かればご説明いただければと思います。

○大沢会長 いかがでしょうか。

ご指摘を踏まえて検討していただいてよろしゅうございますでしょうか。

藤川さん、ご指摘ありがとうございます。確かに傍聴に来た人は何でもしゃべっていいのかということにつながりますので。

○越智主任 事務局のほうから回答いたします。

一応ここで想定しているのは、傍聴の申請に当たってURL等を参加者に提供することですけれども、それを申請していない人に提供しないようにということで想定しております。

○大沢会長 分かりました。

ただ、ここだと2種類取れるかもしれないので、この会議で発言した内容をどう扱うかというのは傍聴とウェブで変えてしまうのはいけないと思うので、ウェブ上の参加で知り得

たこととこの会議内容で知れたことの扱いはご整理いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

藤川さん、ご指摘ありがとうございます。

○大沢会長 ほか皆様いかがでしょうか。

○服部委員 「写真撮影、録画、録音等を行わないこと」で「会場において」という文字が消されていますけど、会場から相手のほうは一応見えないような状態ということで、でしたら「会場において、飲食又は喫煙をしないこと」の「会場において」という部分も消してもいいのではないかと思います。

以上です。

○大沢会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

これにつきましては、まだ時間があると思いますので、ほかの委員会とか出て、何かいい事例とかありましたら事務局にお寄せいただければと思います。ありがとうございます。

そうしましたら皆様本日は慎重な審議ありがとうございました。多様な観点からご指摘頂戴したことを心より御礼申し上げます。

以上をもちまして本日の議事は終了とさせていただきたいと思います。進行のほうを事務局にお返しいたします。

○（司会）青木主幹 それでは、本日は大沢会長をはじめ委員の皆様には貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして第61回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

順次ご退出をお願いいたします。

午前11時58分 閉会